

# 「白山市地域福祉計画（案）パブリックコメント」 に対するご意見とその取り扱いについて

募集期間：平成23年12月22日（木）～平成24年1月12日（木）

結果：1名の方から7件のご意見、ご要望

パブリックコメントに寄せられた白山市地域福祉計画（案）へのご意見、ご要望と、それに対する市の考え方は以下のとおりです。

## 1 「地域活動拠点及び総合相談拠点の整備」についての意見

### (1) 「(仮称) 中央福祉館」と「(仮称) 白山市福祉総合相談センター」について

ご意見・ご要望	<p>重点施策 P. 15 記載 地域活動拠点及び総合相談拠点の整備とあるが、P. 36 の「(仮称) 中央福祉館」と P. 40 の「(仮称) 白山市福祉総合相談センター」は、新たに同じ場所・同じ建物で建設設置されるのか。既存の施設改修利用も検討し、また新たに建設が必要と判断した場合も建設費抑制のために同じ場所・同じ建物で建設コスト抑制を検討すべきと思います。</p> <p>また、「(仮称) 中央福祉館」を新たに建設する場合は、耐震性の優れた建物とすることを望みます。その理由として、P. 28 の記載にも関連しますが、災害時に災害ボランティアセンターとして機能を発揮できるような構造と施設にしてください。(以下のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・災害支援ボランティアが一時的に待機できる待機・休憩・駐車スペースを設ける。</li><li>・災害ボランティアコーディネーターが活動できる設備の充実。</li><li>・災害時に災害ボランティアセンターに必要な情報が行政（市役所）から入るような情報網の整備。</li><li>・被災者への支援情報と支援希望の連絡網の整備</li></ul>
市の考え方	<p>「(仮称) 中央福祉館」については、総合相談等の機能、各種福祉団体等の情報交換や研修等が実施できる活動の場としての機能、在宅サービスを提供する機能を持つ地域福祉活動の拠点施設として、倉光八丁目に新たに建設する予定であり、「(仮称) 白山市福祉総合相談センター」については、同施設内に設置する予定です。</p> <p>また、駐車場、多目的ホール、会議室等については、災害時に災害ボランティアセンターとして利用することは可能ですが、災害ボランティアコーディネーターが活動できる設備や情報網や連絡網の整備については、今後、市防災計画の中で検討していきます。</p>

(2) ボランティア・NPO活動への支援の充実について

ご意見・ご要望	<p>「(仮称) 中央福祉館」について、ボランティアセンターなどの活動拠点施設とあるがどのような施設となるのか。</p> <p>私の思いは、P. 29「ボランティア・NPO活動への支援の充実」と記載がありますが、ボランティア・NPOの団体が無料かつ自由に会議や打合せ出来るような活動拠点的な場所、また他のボランティア・NPOの団体との交流や情報交換が出来るような場所の提供を望みます。また、白山ろくへの活性化支援のため、白山ろくの地においてもボランティア・NPOの団体活動拠点施設の設置（既存施設利用）を望みます。</p>
市の考え方	<p>新たに整備する「(仮称) 中央福祉館」には、ボランティアの活動拠点として、各種ボランティア団体が打合せや情報交換等、自由に利用できる専用スペースを設けたいと考えております。</p> <p>また、白山ろく地域でのボランティア・NPO団体の既存施設を利用した活動拠点施設の設置については、社会福祉協議会とも協議し、検討していきたいと考えております。</p>

2 「緊急・災害時の助け合いの体制をつくる」についての意見

(1) 自主防災組織の整備の取組みについて

<p>意見・ご要望</p>	<p>東日本大震災からの教訓からも自主防災組織の整備は大変重要なことと思います。計画（案）の自主防災組織の整備の取組みとして、「自主防災組織のリーダーを養成します」とありますが、NPO法人「日本防災士機構」が認証する「防災士」の資格取得を石川県は取り組んでいるが、白山市としては「防災士」の資格取得を推進支援しないのか。自主防災組織のリーダーとして、防災に関連する知識の習得の判断基準として「防災士」の資格取得が有効ではないかと思う。</p> <p>また、災害時に消防警察等の他に防災士や災害ボランティアコーディネーターの受講者等、災害時対応が出来る知識を有した人材の把握のため、「緊急災害対応人材登録制度」のようなものを設立したほうがいいのではないか。また、そのような人材を自主防災組織に組み込むような支援が必要ではないか。特に個人的に資格取得や講習受講した方々の把握を石川県や他の自治体と協力し情報提供できるようにする。個人情報であるが、講習受講時に内諾を得るようなシステムを作り、個人情報の壁をなくすような努力が必要かと思えます。</p>
<p>市の考え方</p>	<p>現在、石川県の自主防災組織リーダー養成講座の活用により、受講負担金の助成を行い、平成20年度から、市内に38名の防災士を養成したところであり、個人で防災士の認証を受けた方を合わせ、平成23年10月現在、市内には94名の防災士がおります。</p> <p>今後も3町内会に1名の人数になることを目標として、石川県と協力し、自主防災組織のリーダーとして防災士を養成していく予定です。</p> <p>ご提案の「緊急災害対応人材登録制度」については、地域防災計画の見直しの中で検討していきたいと考えております。また防災士を自主防災組織への参加、協力を促進するため、防災士、自主防災組織、町内会などの連絡会を設置する予定です。</p>

(2) 防災体制の整備の取組みについて

<p>意見・ご要望</p>	<p>白山市において防災無線の整備が進められているが、完成の暁には、訓練放送の計画と実施を進めるよう、地域と相談し、早めの実現を希望します。東日本大震災からの教訓からも災害時にしっかりと市民に情報が伝わるよう、実際の放送の音量音質や放送内容等が自宅や施設内でどのように聞こえるのかを市民が体感する機会が必要かと思えます。</p>
<p>市の考え方</p>	<p>現在、松任、鶴来地域で防災行政無線の整備を行っており、平成24年3月ごろの完成を予定しています。今後は、町内会等と協議し、正午の時報チャイム、試験放送、防災訓練時における放送等で防災行政無線の周知を図ってまいりたいと考えています。</p>

(3) 災害時要援護者対策について

意見・ご要望	<p>災害時要援護者の把握ため、われわれの地区・町会においても高齢者マップの作成を行いました。大変な労力と個人情報の管理もと作成を致しましたが、いろいろな問題点が浮かび上がりました。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地区の社会福祉協議会の依頼で各町会で高齢者マップを作成したが、個人情報の観点から各世帯に聞き取りし、高齢者本人から了解を取り、大変な労力を要してマップ作成しているが、社会福祉協議会がその大変さと個人情報の取り扱いを理解していない。</li><li>・民生委員は行政側からもらっている高齢者・障害者の情報をもっているが、法的に守秘義務があり、町会の高齢者マップ作成には、情報提供ができない。</li><li>・町会で障害者情報がなく、障害者マップが作成できない。</li><li>・マップは、町会長と福祉推進委員しか持っておらず、自主防災組織と町会組織のメンバー違う場合、個人情報の観点から災害時以外はマップの提供ができない。</li><li>・災害時、マップを持っている人がその町内に不在の時、他の住民が要援護と判断できない。</li><li>・災害時に援護するために作成したマップのため、防災訓練時に利用できない。また、訓練時に利用することを取り付けていない。</li></ul> <p>以上の五つの問題があるので、今のマップでは、非現実的で絵に描いた餅になってしまいます。無いよりマシではあるが、災害時、命に係わる問題であるので、しっかりとした対策が必要である。よって、災害時と訓練にも利用できるよう、高齢者や障害者本人の了解を得て、地域住民や自主防災組織への情報開示と出来るようにして頂きたい。その情報はまず行政にあるので、行政と民生委員・社会福祉協議会が一体となって、働きかけてください。その後に地域住民として、また町会や自主防災組織として高齢者や障害者に対し、要援護者としてマップ登録また確認していくようなシステムにできないでしょうか。</p>
市の考え方	<p>災害時の避難誘導のために日頃から地域において要援護者の把握は重要であると認識しています。しかしながら、個人情報保護の観点から、本人が情報開示に同意をしていない場合は市として、個人情報を提供することはできません。</p> <p>市としては、災害に備えるための支援体制構築にむけて、町内会等へ要援護者の情報提供ができよう住民に対し、理解が得られるように努力し、日頃からの訓練を通して、実際に災害が起きた時に確実に住民全員が避難できる体制が整えられるように取り組んでいきます。</p> <p>マップの保有者については今後、各町内会と検討していくことが必要と考えております。</p> <p>プライバシーに関する情報を他人が保有することへの拒否感と災害時における安否確認や避難誘導をして欲しい等、相反する思いの調整は難しいことではありますが、災害時の安全確保のために、ご指摘いただいたご意見を参考に、高齢者や障害のある人などの要援護者の情報を行政と町内会、自主防災組織が共有できる体制作りに取り組んでいきます。</p>

### 3 民生委員の成り手についてまたそのかわりについての意見

(「地域住民による見守りネットワークづくり」や「緊急・災害時の助け合いの体制をつくる」)

#### (1) 民生委員の成り手について

ご意見・ご要望	<p>民生委員の成り手が近年少なくなっていると思われます。任期が3年でなるべく2期努めるような指導があります。</p> <p>また、活動自体も平日の日中に要求されることも有り、一般サラリーマンでは、なれる方が少ないと思います。また、法的に守秘義務やらなければならぬ業務があるにも関わらず、無報酬の公務員の地位であります。交通費も全くでない完全ボランティアであるのならば、法的な拘束と地域での配置人員が法的に決められていても今後も成り手は少なくなるでしょう。任期や報酬（交通費程度でも）等、法改正含めて考える必要な時期が来ているのではないのでしょうか。市としてどのようにお考えでしょうか。</p>
市の考え方	<p>民生委員の任期は、民生委員法により、3年（1期）と定められていますが、要援護者の見守りや援護活動、相談・情報提供、調査活動など子どもから高齢者、障害者まで大変幅広い活動を担っていただいております。また、何より地域住民との信頼関係が大切でありますので、短期間で交替するのではなく、できれば2期は努めていただくことが望ましいと考えております。</p> <p>報酬については、民生委員法により、給与を支給しないと定められていますが、活動に必要な費用（交通費・通信運搬費・研修参加費等）として、地区単位で活動交付金（国負担）が支給されており、さらに本市では一層の活動への支援を行うため、市費で活動費を上乗せ支給しています。</p>

#### (2) 民生委員の地域での活動

ご意見・ご要望	<p>民生委員と社会福祉協議会は情報交換をしていると思うが、各町会に対しては、まったくその活動や情報が入ってきません。守秘義務での活動であると思うが、地域の問題等町会との情報交換が大変希薄に思います。</p>
市の考え方	<p>地域の課題解決や個別支援において、民生委員と町内会の情報交換は必要であると考えます。連携体制については、守秘義務等の関係も含め、民生委員の研修会等で協議していきたいと思っております。</p>